

第6回 東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
第6回 東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会
第3回 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会
議事録

平成30年11月19日（月）

13：30～15：30

自動車会館 2階 大会議室

1. 開会

事務局 定刻前ですが、出席予定の委員の方がお揃いですので、ただいまより「第6回 東京都北多摩交通圏及び東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会、並びに第3回 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会」の合同協議会を開催致します。関係者の皆さまには大変お忙しい中ご出席頂きまして誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。私は、東京ハイヤー・タクシー協会の専務理事をしております門井でございます。議事に入るまでの進行につきましては、私が務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず始めに、これまで会長を務めて頂いておりました専修大学教授の太田委員ですが、本務多忙により本協議会から脱退する旨の申し出があり、協議会の構成員から外れることとなりましたのでお知らせいたします。それに伴い、設置要綱の第4条（5）学識経験者の区分の箇所の変更がありますので報告させていただきます。同じく学識経験者の戸崎委員の所属大学名についても変更がありましたのでご報告させていただきます。

なお、今回の協議会を開催するにあたり、設置要綱第5条第4項に基づき太田前会長より会長職の職務代理として、首都大学東京都市環境学部教授の戸崎委員をご指名頂いておりますことを申し添えます。

また、本日の協議会につきましては、過半数を超える構成員のご出席を頂いておりますので設置要綱の規定に基づき適正に成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、構成員の皆さま方をご紹介させて頂くところでございますが、議事進行の関係から変更のありました構成員についてのみご紹介させていただきます。

－ 変更及び新たな構成員の方々のご紹介 －

事務局 それでは議事に入りたいと思います。ここからの進行は、会長職務代理として戸崎委員にお任せ致します。戸崎委員よろしくお願い致します。

2. 議事

・会長選出

－ 構成員の互選により首都大学東京都市環境学部戸崎教授を座長に選出 －

戸崎委員 それでは今回からお世話になります。タクシーの状況も本協議会が立ち上がってからかなり変わった。特に地方では生活の足をどのように支えていくかという深刻な問題がでてきた。タクシーが今後、特に地域において果たす役割は大きいと思う。それを全うできるよう協議会でしっかりと話し合っ進めていきたい。

・事務局長選出

－ 戸崎会長の指名により東京ハイヤー・タクシー協会門井専務理事を事務局長に選出 －

戸崎会長 今回の協議会については、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に関わるフォローアップについての内容が中心になる。昨年度、活性化項目の目標値の設定をしたが、通達により毎年フォローアップを行い、調査結果の検証と活性化項目の新たな目標値の設定を行い、国土交通省に報告することが求められている。このため本日の協議会で目標値の設置等について協議をしたい。それでは議題（2）適正化・活性化の取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

－ 事務局 資料1-1「タクシー事業の現状について」資料1-2「タクシー業界の取り組み」を説明 －

戸崎会長 ありがとうございました。このところ様々な取り組みを事業者で行っており、その現状についてデータとともに示して頂いた。こうした新しい取り組み等

についてご質問やご要望があれば。その前に、藤原委員から何か補足はあるか。

藤原委員

都内では流し営業が中心だが三多摩地区においては狭いエリアで各自治体と協力をしながらお客様のニーズに応じており、営業収入もサービスの仕方とも会社の規模も違う。大規模な事業者が少ないのが特徴だと思う。

そんな中、各社、準特定地域、特定地域の中でいろいろな取り組みをしている。最近では、お話にあったジャパントクシーの導入も少しずつ進んでいる。地域にあった営業ということで、スロープの問題も解決しなくてはならない。三多摩地区のユニバーサルドライバー研修の際には、ジャパントクシーを用いて研修をしている。しかし構造的な問題もあり、狭い道路ではなかなか乗降ができない。また、時間が掛かるために前後から来た車に迷惑を掛けてしまうこともあり、ジャパントクシーだけでなく、日産車の購入もお願いしている。

特別・武三地区は昨年1月から初乗り短縮運賃の導入に取り組んだ。三多摩地区でも、というご意見も多々あると思う。特別・武三地区とは違い410円ではないものの、国土交通省に数社から初乗り短縮運賃の申請が出ているようだ。今後の推移で運賃も変わっていくと思う。

また、妊婦応援タクシーは東京特別・武三地区では大変普及しているが、もともと三多摩地区では実施している。狭いエリアでやっているのだから、この家庭はこういうお客様、妊婦さんがいてどこの病院に通っているというのがオペレーターを通じて分かっている。特別・武三地区と三多摩地区、同じ東京だが営業形態が全く違う認識をしっかりとってもらいたい。

その他に特別・武三地区ではアプリの普及もあるが、三多摩地区の小さい事業者ではアプリを開発し運用するのは経費がかなり掛かってしまう。今、大手のアプリ会社と三多摩地区で勉強会を開く計画も立てている。特別・武三地区ではいろいろな実証実験が進んでいる。そういうものに少しでも追いつけるよう努力したいと思うので、ご協力、ご理解をお願いしたい。

戸崎会長

それでは皆さまの方から何かあるか。私も全国を回って市町村の方に話し聞く機会があるが、地域によっては特別な活動をしているところがある。三多摩地区でもそういった取り組みをされているところ、事業者にも協力して欲しいことなどがあれば仰って頂ければと思う。

藤原委員

最近顕著に増えているのが、地域公共交通会議に呼ばれるということ。交通空白地域の対応で乗合タクシー導入の実証実験、実証実験までの検討を各市でいろいろ考えていて、我々も協力をしている。私も稲城市に事業所があるが、稲城市では一般車を使った乗合の実証実験ができないかという話があり、町田市、八王子市では既に実証実験を始めている。全国で行われていること

を遅ればせながらいろいろとご相談を受け、提案をしている。

戸崎会長 どうか。ご意見はあるか。

下谷内委員 三多摩地区の公共交通機関が非常に不便だという説明があったが、国交省では自動運転の実験をしている。タクシーも公共交通機関の一部だと捉えている。山間部などバスがなかなか行きにくいところに、相乗りという話もあったが、自動運転のタクシーは将来的に考えているか。2020年までにレベル4とか言っているが、利用者とか地方自治体の方は考えているか。

戸崎会長 できればそういった事を検討している地域の行政に聞きたいが、どなたかいらっしゃらないか。

藤原委員 自動運転の話は出てきていない。乗合に関しては数多く出てきている。

戸崎会長 三多摩地区で乗合事業をやっているところはあるか。

三ツ木委員 (代理) 今年の9月に八王子市の北野駅の近くにある打越町旭ヶ丘団地で、道路運送法第21条に基づく乗合タクシーを1ヶ月間、タクシー事業者のご協力の元で行っている。一便あたり2人以上を目指して実験を行なったが、平均乗車人数1.6人ということで目標を達成することはできなかった。現在、地域の方々とどんな形でまた運行したら良いか、タクシー事業者ともどういう運行にしたら皆さんが乗ってくれるのかを再検討している。

戸崎会長 ありがとうございます。自動運転についてはできればオブザーバーの関東運輸局からもご説明頂きたい。私も乗合を調べているが、やはりドライバーがいないので継続できないケースが多い。どうやってドライバーを確保するかが全国的に課題となっている。そうした点も後ほどお聞きしたい。

関東運輸局 自動運転の話について、国土交通省でも自動運転戦略本部を立ち上げている。自動運転を実現するにあたり、安全基準や事故時の補償などクリアすべきハードルある。そういったものについて戦略本部で関係者と連携して進めている。今いろいろな実証実験の動きがあり、国土交通省が関係するものもある。そういったものを通じてどういったあり方があるのか、戦略本部で正に検討している段階であることをご承知おき頂きたい。

戸崎会長 下谷内委員、いかがか。

下谷内委員 それは国交省の戦略本部だが、地方自治体の方の協力が必要だと思う。実証実験をやっている大学で先頃乗せて頂いたが、とても自治体との協力が必要だと分かった。是非、自治体の皆さんにもお願いしたい。私は都内での相乗り運転は非常に身の危険を感じるので好まない。地方において山間部、三多摩地区は多いと思うので、相乗りについて検討をして頂くのと併せて、人材不足については自動運転がどのように関わってくるのかお考え頂ければいいと思う。そして、それを住民に知らせる努力をしてほしい。何が動いているのか分からない。今のところ自動運転といっても運転手が必要な場面で、既

存ドライバーの脅威にはならないと思う。

もう一つ、資料1-1で日車営収と実働率の推移、減車の適正車両数の表を見て考えた。もし減少したら日車営収と実働率が高くなるのではないか。減車の値がいつも同じような推移で動いている。特別・武三地区と三多摩地区とは違うとは言いが、その辺りの説明がいつもないので聞かせて欲しい。ドライバーの意見もあると思う。

戸崎会長
藤原委員

藤原委員から説明をして頂き、労働組合からも補足して頂きたい。

まず減車についてだが、三多摩地区における減車はごく僅か。それ以上に乗務員数が少なくなっている。そのため実働率もなかなか上がらない。しかし実働率が少なくなった分、1人当たりの仕事が少し増えている。日車営収は若干増えたがここにきて横ばい。

特別・武三地区と大きく違うのは、特別・武三地区は初乗り短縮運賃のため利用者の理解を得て初乗り回数が大変増えた。それにより回数が増え、輸送人員も増えた。現在は特別・武三地区の方が乗務員を集めやすく、三多摩地区の方が集まり難い。乗務員の減少数が減車の数を大きく上回ったために稼働率の推移も悪くなった。

戸崎会長
溝上委員

労働組合から今の点について補足はあるか。

2002年の規制緩和以降、新規参入が増えたことで資料のような台数になっていると思う。需要がないのに車を保有しているので、特別・武三地区では任意で大きな減車を実施している。その結果として適正車両内に収まった。三多摩地区は減車する台数も少ないし、労働者不足で実働率が下がっているのに車両は登録して残っているので、これは事業者の方の意見を逆に聞きたい。

戸崎会長
藤原委員

ありがとうございます。やり取りになってしまいが、藤原委員。

事業者としては持っている財産は減らしたくない。その分、動かす努力をしたいが大規模事業者が少ないので都内のように大々的にPRして新卒社員を入れる努力もまだできてない。これから少しずつそういった事が広まって、なんとか稼働率を戻したい。

戸崎会長

ありがとうございました。当面この問題はよろしいか。今ご指摘頂いたように、三多摩地区ではかなりドライバーを集めにくい状況にあり、このままいくと三多摩地区におけるタクシー事業はかなり厳しくなる。乗合事業などでどういうふうこれを支えていくか、改めて考えないといけない。その他に意見はあるか。

佐々木委員

人手不足や乗合と多少関係があるが、宅配や物流の現場も人手が足りず困っている。過疎地では貨客混載という、路線バスを使って荷物を運ぶ取り組みが進められていて、意外と上手くいっていると聞いている。タクシーも人口が少ないところでは、物を運ぶということが十分考えられると思う。これに

よってタクシー会社や運転手が収入を増やしていく方策があり得るか、あるいは既に進んでいるのか、ネックがあって進まないのかお聞きしたい。

藤原委員 国交省が定めた地域において貨客混載ができるようになっている。西多摩地区の一部は貨客混載ができると思う。その中で申請が出ているのかどうかは把握していないが、過疎地においては普及していくと思う。

関東運輸局 タクシーによる貨客混載は過疎地に限定するという規制をしている。一方、路線バスは従前より 350 キロ以下の貨物は過疎地関係なく実施できる制度になっている。今般、貨客混載をやっているなかで、路線バスは一部関東の事業者で取り組んでいる事例はあるが、タクシーで関東運輸局管内での貨客混載の取り組みはない。

戸崎会長 ありがとうございます。現状ご説明通りなので、進められるところは進めて頂き、活性化を図って欲しい。

そろそろ次の議題に移りたい。3番目の適正化・活性化に関するフォローアップ調査依頼について進めさせて頂く。平成28年度に各協議会において活性化についての目標値を定めるよう通達が出されており、この度、報告期限の変更があったので、まずはオブザーバーとして参加している行政からフォローアップ調査の報告期限の変更についてご説明頂きたい。

ー 東京運輸支局より「フォローアップ調査の報告期限の変更」の説明 ー

戸崎会長 ありがとうございます。ただいまのご説明についてご質問等はあるか。

下谷内委員 平成28年12月27日のものですが、公表時期は翌年の8月になるということか。変更は無いということによろしいか。

東京運輸支局 こちらは現状変更ない。

下谷内委員 ありがとうございます。

戸崎会長 その他ご質問はあるか。それでは先に進めさせて頂く。

今回お集まり頂いたのは、このフォローアップ通達への対応となる。昨年度は時間的制約もあり、北多摩・西多摩交通圏においては書面協議にて対応した。南多摩交通圏においては特定地域計画が認可前の状況であったことから、目標値の設定を見送った。今回、報告期限が12月に変更されたことにより、調査結果の集計との関係からこの時期に本会議を開催させて頂いた。それでは調査結果の報告と目標値について事務局から説明をお願いします。

ー 事務局より「資料3-1、2、3 フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果」、「資料4 フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標」の説明 ー

戸崎会長 ありがとうございます。そもそもこういった取り組みが周知徹底されていないのでなかなか需要が盛り上がっていかず、促進ができない。今のご説明についてご質問、ご指摘があるか。

佐々木委員 タクシーの需要については、外国人旅行者の取り込みは有効で可能性が大きい。経済全体でいうとインバウンドが一番伸びが大きいと言われている中で、観光タクシーの項目が非常に需要だと思うが進捗が芳しくない。株式会社であればどうやって目標を達成するか方策を示せと株主から追及される。この辺りで具体的な方策があるのか、目標達成できなかった場合はどうなるのか教えて頂きたい。

戸崎会長 ありがとうございます。ご意見を頂きたい。

藤原委員 昨年、東京都にタクシー協会からということで呼ばれた。観光庁が多摩の観光について作っていきこうところから始めている。三多摩地区については特別・武三地区のように有名な場所が少ない。皆さんご存知の高尾山、高幡不動、深大寺などを中心に、我々の手で少しずつ作っていきこうと、また自治体と協力していきこうという動きが少しずつ出てきている。

また、観光というわけではないが、会社によっては、例えば府中にあるタクシー会社は三億円強奪事件の現場を見学するコースとか、八王子のタクシー会社はワインセラーを回るツアーとかを考えている。まだ海外というよりも特別・武三地区のお客様を三多摩地区に呼びよせようという東京都の動きがある。しかしながら特別・武三地区ではインバウンドの需要がかなり出て来ている。実際に立川や八王子には中国人客のお客様も来ているようだ。そういうお客様を取りこぼさないように各社努力しているが、まずは中央線を挟んで南北を繋ぐ乗り物がないので、我々タクシー事業者と手を組んで観光名所を作る動きをし始めたところなので少し時間を頂きたい。

戸崎会長 ありがとうございます。また、やはりそれに応えるようなドライバーがどこまで集められるかが非常に大きくなってくる。

溝上委員 資料の出し方について注文を出させて頂きたい。例えばこの資料を見ると、都内全域で何名となっているので三多摩地区にもそれ相応の資格を持った方がいるという前提で皆さん聞いていると思うが、そうではなく、三多摩地区は三多摩地区できちんと今何名いるかを出して欲しい。今後はそういう形で資料を頂きたい。

あとは車の車両整備にしても、最後の努力義務ということだろうが、クレジットカード100%導入、これは労働組合としても10年も前から言い続けているが、まだ入っていない事業者がある。それには理由がある。1年間営業しても1回か2回くらいしか使わないような地域もある。それに対してこういったものが必要かという議論もあるが、目標を立てるからには到達できない

時は事業者としてどういう考えをもっているのか。消費者の方々に声を大きくあげて頂く事が設備の投入にもなる。

三多摩地区にもやる気のあるドライバーはいるが、会社によってはそういったものが整備されていないところもある。資格、認定を取るのに一定の料金も掛かる。会社が全部費用を持っているところばかりではないのも理由の一つ。利用者利便を考えた中で活性化をやりたいが、そういったハードルがあることは知って頂きたい。

事務局 特別・武三地区で受講が進んでいる背景は、羽田空港では優先レーンに入行できるというインセンティブがある。その他にタクシーセンターではタクシー事業者評価というのをやっており、この研修を受けると加点になるなどのインセンティブもある。そういったことで特別・武三地区の方は特に進んでいると思う。

もう一点、東京都で予算立てをして頂き、外国人によるコールセンター、タクシーに乗った時に言葉が通じない時にフリーダイヤルでオペレーターが対応してくれるというサービスをやっている。これには多摩地区でも多くの参加を頂いている。そういった状況も併せてご承知おき頂きたい。

戸崎会長 ありがとうございます。インバウンドを取りこまないといけないので、柔軟に対応して面白く働ける場を設ければ、特別・武三地区からもドライバーを引っ張ってくるができるかもしれないという期待を持って取り組みたい。その他にいかがか。

下谷内委員 お聞きしていると三多摩地区においても有効な活動をされている。この目標の書き方だが、どこが三多摩地区なのか。東京都全体の話しが多いような気がする。観光タクシーの目標設定に運転者 200 名とあるのは三多摩地区だが、アプリ配車 23,500 台というのは東京都全体の話し。三多摩地区には三多摩地区のいいところも悪いところもあるので、そこどころがきちんと目標の中に書かれなければいけない。これではよく分からない。どこまで三多摩地区の人達に期待をしているのかしていないのか。期待していないようにも見えて、何かそれは失礼な気もする。せつかくの三多摩地区の目標なのだから、来年度からでも、もう少し整理して三多摩地区の目標設定が分かるようにして頂きたい。

戸崎会長 ありがとうございます。来年度にかけて整理させて頂きたい。今年度は中途半端なところがあるが、提出期限があるのでお預かりして、こちらで検討させて頂きたい。特にご意見がなければ、設定についてお認め頂きたい。ありがとうございました。特段の意見がないので、資料 4 の目値についてはこのような形で各協議会から報告したい。それでは以上で全ての議事が終了いたしました。本日は円滑な議事進行にご

協力頂きまして誠にありがとうございました。

3. 閉会

事務局 本日協議頂いた目標値を国土交通省へご報告させていただきます。
以上で「第6回 東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会」、「第6回 東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会」、「第3回 東京都南多摩交通圏タクシー特定地域協議会」の合同協議会を閉会と致します。本日は誠にありがとうございました。

【配布資料】

- 資料1-1 タクシー事業の現状
- 資料1-2 タクシー業界の取り組み
- 資料2 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査の報告期限の変更について
- 資料3-1 フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果（北多摩）
- 資料3-2 フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果（西多摩）
- 資料3-3 フォローアップ通達に基づく活性化項目の調査結果（南多摩）
- 資料4 フォローアップ通達に基づく活性化項目の目標（中長期）（三多摩共通）

【参考資料】

- 参考資料1 タクシーの新たな取り組みについて
- 参考資料2-1 東京都北多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱
- 参考資料2-2 東京都西多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱
- 参考資料2-3 東京都南多摩交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

以上